

カートガレージ保管規約

琵琶湖スポーツランド

◆カートガレージ保管契約に関する事項◆

- 本規約内容を全て理解された上で『カートガレージ保管契約書』に署名捺印のうえ初回目のガレージ保管料金(以下ガレージ代という)をお支払いいただき正式な契約とさせていただきます。
- 保管されたカートの破損、盗難等はいかなる場合も(株)琵琶湖スポーツランド(以下当社という)は一切その責任を追わないものとします。

◆カートの出し入れに関する事項◆

- 保管されたカートの出し入れをする場合は原則としてガレージ契約者本人(以下本人という)の立会いがないとカートの出し入れは出来ません。
- 本人の都合などにより本人以外の方にカートの出し入れを頼まれる場合は委任状が必要となります。委任状がない限りカートの出し入れは出来ません。
- 保管されたカートを出す場合は当社の都合により時間の指定は出来ません。又、すぐにカートを出せない場合もありますのでご了承いただけます。

◆カート一時持ち帰りに関する事項◆

- 修理、整備などの目的でカートを持ち帰られる場合は『カート持ち出し届』に本人の署名をして頂きます。又、本人が来られない場合は本人の委任状を代理人に持参していただき代理人の証明証(免許証のコピー等)を提出して頂きます。

◆禁止事項◆

- パーツ類、オイル、ガソリン・工具等の保管は一切禁止します。又、盗難等はいかなる理由による場合も一切その責任を負わないものとします。
- カートの燃料タンクに燃料を入れたままの保管は禁止します。保管時には必ず燃料を抜いておいてください。

◆ガレージ代の支払いに関する事項◆

- 銀行での自動引落としが可能です。
- ガレージ代は当社が定める料金とし、いかなる理由でもこれを返還しないものとします。
- 三ヶ月以上滞納された場合はカートを処分させていただきます。
* 住所・電話番号等変更になりましたら必ず当社にご連絡ください。
又、当社の判断によりガレージ代を滞納されている方は走行を禁止する場合があります。

◆解約に関する事項◆

- 解約を希望される場合は『カートガレージ保管解約書』に必要事項を記入提出して頂きます。
※『カートガレージ保管解約書』をもって正式な解約となりますので修理等の目的で『カート持ち出し届』にてカートを持ち出された場合でも引き続きガレージ代の請求をさせていただきます。